

宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本方針

平成17年11月
宮 崎 県

基本的方向	推進方策	方策の内容
1 安全で安心なまちづくりの推進体制を整備します。	(1) 県民会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議（以下、「県民会議」といいます。）のもとに、県、市町村、県民等が、一体となって犯罪防止に向けた運動を展開します。 県民会議の取組みが県下全域に浸透するように地区別の県民会議の組織化に努めます。
	(2) 情報のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 県民会議の各団体は、新しい情報を速やかにメンバーに周知するよう努めます。 各団体のメンバーは、連携して、それぞれが有する情報、ノウハウを共有することにより、効果的な取組みに努めます。
2 県民一人ひとりの安全意識や規範意識を高めます。	(1) 広報、啓発等	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪の発生状況や新手の犯罪手口などの情報を、多くの人ができるよう、インターネットや広報誌などを通じて提供します。 「かぎかけ運動」「一戸一灯運動」等の安全意識を高める啓発活動に努めます。 家庭や地域において、青少年の見本となるよう、大人に対する意識啓発に努めます。 犯罪被害を受けやすい高齢者や障害者、児童等への関心及び理解を深めるため、啓発活動に努めます。
	(2) 安全で安心なまちづくり旬間	<ul style="list-style-type: none"> 県民等の安全意識を高めるための啓発を効果的に行うよう、旬間中（10月11日～20日）に県民のつどいや街頭キャンペーンを実施します。
	(3) 児童等の安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な防犯訓練を実施し、児童等が自ら身を守り、犯罪に巻き込まれないための対処方法を身につけるよう努めます。 家庭や地域において、児童等の安全教育に努めます。
	(4) 児童等の規範意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 児童等が正しい規範意識を身に付けることができるよう努めます。 児童等に様々な体験活動や社会参加の機会を与えるよう努めます。
3 自主防犯活動を活性化します。	(1) 自主防犯活動の積極的な実施	<ul style="list-style-type: none"> 家の戸締りや車両への鍵かけの徹底など日常生活における自主防犯活動に努めます。 巡回車等を活用した見回りなど事業活動における自主防犯活動に努めます。（例：バス、タクシー、トラック等の運輸事業や電気、ガス等の事業） あいさつ運動やパトロールの実施など地域における自主防犯活動に努めます。 地域における自主防犯活動を行う際には、高齢者や障害者、児童等を意識して行うよう努めます。 交番、自治会、NPO等が連携するなど、各主体が自主防犯活動を地域全体で進めていくために協力するよう努めます。
	(2) 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における犯罪の発生状況について、罪種、手口、時間帯等に関する情報を提供します。 自主防犯活動団体や活動事例の情報の提供に努めます。 自主防犯活動に関する相談窓口の周知を行います。
	(3) 自主防犯活動への助言	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア保険制度やパトロール時の注意点など自主防犯活動に関する助言を行うよう努めます。
	(4) 自主防犯活動リーダーや自主防犯活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域や職場における自主防犯活動を推進するリーダーの育成に努めます。 組織づくりや活動方法について実地指導を行うなど自主防犯活動団体の育成に努めます。
4 地域の連帯感を高めます。	(1) 地域コミュニティを活性化する活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等を中心に、地域に根ざした様々な活動を行い、地域の触れ合いの場を増やすなど、地域コミュニティを活性化する活動に努めます。 高齢者や障害者、児童等も参加しやすい活動や参加を促進する取組みを行うなど、地域コミュニティ全体のつながりを深めていくよう努めます。
	(2) 地域コミュニティを活性化する活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域の触れ合いの場を増やすアイデアや、他の地域で行っている先進的な事例等に関する情報の提供に努めます。 地域の触れ合いの場を増やす方法等についての助言を行うよう努めます。 自治会等の活動を広報することにより、自治会等の活動への関心と理解を深め、コミュニティ活動への参加が促進されるよう努めます。
5 犯罪の防止に配慮したまちづくりを進めます。	(1) 学校等における児童等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 学校、児童福祉施設、通学路において、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」に沿った取組みに努めます。
	(2) 犯罪の防止に配慮した道路等の普及	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、駐車（輪）場について、「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の構造、設備等に関する指針」に沿った道路等の普及に努めます。
	(3) 犯罪の防止に配慮した住宅の普及	<ul style="list-style-type: none"> 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に沿った住宅の普及に努めます。 自治会等からの要請に基づき、住宅の防犯診断の実施に努めます。
	(4) 店舗における防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗、深夜営業小売店舗等においては、利用者や従業員が犯罪に遭わないようにするなど犯罪を防止するための対策の実施に努めます。
	(5) 犯罪の防止に配慮した製品の普及	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等は、盗難被害に遭いにくい車両や、破壊に強い錠前、窓ガラスなど防犯性能の高い製品の提供に努めます。